



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年10月12日(金) 第9642号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	2
○群馬県生活保護法施行細則の一部を改正する規則(健康福祉課)	8
告 示	
○証紙代金収納計器の指定(税務課)	11
○証紙代金収納計器取扱者の指定の告示の一部改正(同)	11
○解除予定保安林(森林保全課)	12
○同	12
○道路の区域変更(道路管理課)	12
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課)	12
○所在不分明通知(森林保全課)	17
○農村地域への産業の導入に関する基本計画の変更(農業構造政策課)	17
○指定管理者の指定(コンベンション推進課)	17
落 札	
○落札者等の決定(会計課)	18

規則

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年十月十二日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第六十二号

群馬県条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県条例施行規則(昭和三十四年群馬県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項中「第四十二条の六及び第四十四条の六第三項」を「第四十二条の六第三項(第四十四条の六において準用する場合を含む。)」に改める。
第四十二条の六を次のように改める。

(証紙代金収納計器取扱者の指定の申請及び指定の取消等)

第四十二条の六 条例第三百三十二条第一項の規定により証紙代金収納計器(以下「収納計器」という。)の取扱者の指定を受けようとする者は、別記様式による証紙代金収納計器取扱者指定申請書を知事に提出しなければならない。

2 収納計器の取扱いの指定を受けた者(以下「収納計器取扱者」という。)は、その氏名若しくは名称、取扱場所等を変更しようとするとき又は取扱いをやめようとするときは、別記様式による証紙代金収納計器取扱者指定事項変更届出書又は証紙代金収納計器取扱業務廃止届出書によりあらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、収納計器取扱者が次の各号のいずれかに該当するときは、収納計器取扱者の指定を取り消すことができる。
一 収納計器により収納印の表示をした額と異なる額に相当する金額を受領したとき。

二 その他収納計器取扱者として不適当と認められたとき。
4 知事は、前項の規定により収納計器取扱者としての指定を取り消すときは、別記様式による証紙代金収納計器取扱者指定取消通知書により当該収納計器取扱者に通知しなければならない。

第四十二条の六の次に次の九条を加える。
(収納計器の取扱い等)

第四十二条の六の二 収納計器取扱者は、公衆の見やすい場所に、別記様式による標札を掲げなければならない。

2 収納計器取扱者は、収納計器の始動に必要な別記様式による標札(以下「始動票札」という。)を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

3 収納計器取扱者は、収納印を申告書又は修正申告書の所定の箇所に判明に表示しなければならない。

4 収納計器取扱者は、次条第三項の規定により交付を受けた始動票札の額面金額を

限度として収納計器を使用しなければならない。
(始動票札の出納保管等)

第四十二条の六の三 始動票札の出納及び保管は、群馬県自動車税事務所の収納担当出納員が行うものとする。

2 収納計器取扱者は、始動票札の交付を受けようとする場合は、別記様式による始動票札買受申請書を群馬県自動車税事務所長に提出し、始動票札の額面金額から第四十二条の六の六の規定による取扱手数料を差し引いた金額を記入した別記様式による始動票札買受代金払込書の交付を受け、当該金額を県指定金融機関に払い込み、その旨を群馬県自動車税事務所長に申し出なければならない。

3 群馬県自動車税事務所長は、前項の払込書の領収証書を確認の上、収納計器取扱者に始動票札を交付するものとする。

4 始動票札は、これを返還して現金の還付を受けることができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
一 収納計器を変更したとき。

二 収納計器による徴収を廃止したとき。
三 収納計器取扱者の指定を取り消したとき。

四 その他知事がやむを得ないと認めるとき。
(収納計器により表示する印影の形式等)

第四十二条の六の四 条例第三百三十二条第三項の規定で定める収納計器により表示する収納印の印影の形式は、別記様式による群馬県証紙代金収納印とする。

2 収納計器により収納印を申告書に表示されたときは、当該収納印の印影に表示された額に相当する金額の還付を受け、又は他の申告書に表示された収納印の印影を使用することができない。

3 収納計器取扱者は、収納印を過誤表示したときは、当該収納印の印影を別記様式による過誤表示印により判明に消さなければならない。この場合においては、別記様式による過誤表示金額還付申請書により過誤表示した収納印の額に相当する金額の還付を請求することができる。
(印影の無効)

第四十二条の六の五 著しく汚染し、又は毀損した収納印の印影は、無効とする。
(収納計器取扱手数料)

第四十二条の六の六 知事は、毎年度、収納計器取扱者に対し、収納計器により表示された金額(過誤表示した収納印の額に相当する金額を除く。以下この条において同じ。)の合計額に、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、収納計器に係る取扱手数料として交付するものとする。

収納計器により表示された金額の合計額	取扱手数料の率
五千万円以下の金額	一万分の百八
五千万円を超える金額	十万分の五百四十

(収納計器使用状況の記帳)
 第四十二条の六の七 収納計器取扱者は、別記様式による証紙代金収納計器使用記録簿及び始動票札管理簿を備え、所定の事項を記載し、収納計器の使用状況を明らかにしておくなければならない。

2 前項の帳簿は、年度ごとに整理し、年度終了後五年間保存しなければならない。
 (収納計器使用状況の報告)

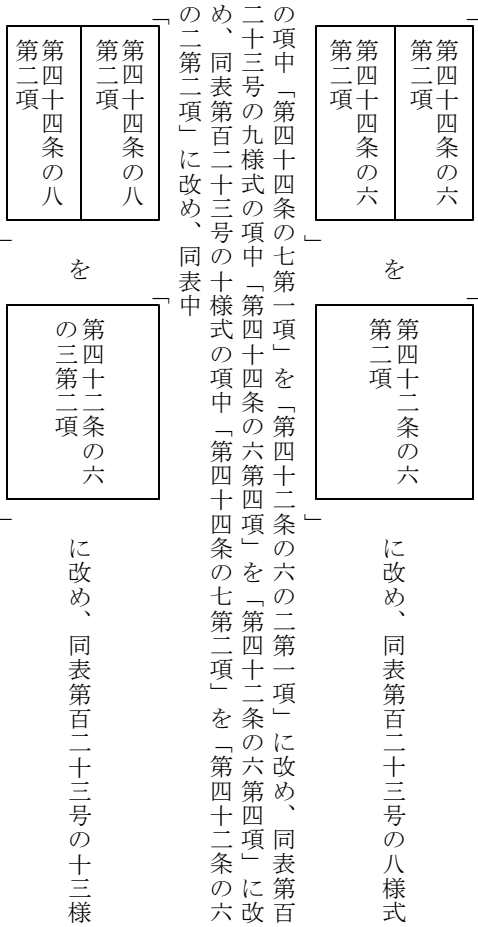
第四十二条の六の八 収納計器取扱者は、毎月五日までに前月の収納計器の使用状況を別記様式による証紙代金収納計器使用状況報告書により群馬県自動車税事務所長に報告しなければならない。

(収納計器の取扱状況に関する調査)
 第四十二条の六の九 知事は、収納計器取扱者の取り扱う収納計器について、必要があると認めるときは、当該収納計器の取扱状況を調査することができる。
 (準用)

第四十二条の六の十 第四十二条の六から前条までに定めるもののほか、始動票札の取扱いについては、群馬県収入証紙条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則第十三号)に規定する証紙による収入の方法の例による。

第四十四条の六を次のように改める。
 (自動車税に係る収納計器による収納印の表示等)
 第四十四条の六 自動車税額の収納計器による収納印の表示その他収納計器の取扱いに関しては、第四十二条の六から第四十二条の六の十までの規定を準用する。

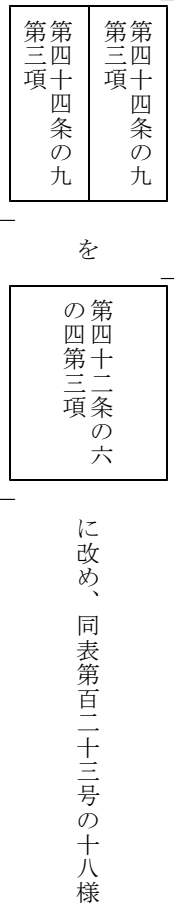
第四十四条の七から第四十四条の十五までを削る。
 第五十条の表第二百二十三号の四様式の項中「第四十四条の六第一項」を「第四十二条の六第一項」に改め、同表中



式の項を次のように改める。

第二百二十三号の十三様式	削除
--------------	----

第五十条の表第二百二十三号の十四様式の項中「第四十四条の九第一項」を「第四十二条の六の四第一項」に改め、同表中



式の項及び第二百二十三号の十九様式の項を次のように改める。

第二百二十三号の十八様式	証紙代金収納計器使用記録簿	第四十二条の六の七第一項
第二百二十三号の十九様式	始動票札管理簿	

第五十条の表第二百二十三号の二十様式の項中「第四十四条の十三」を「第四十二条の六の八」に改める。
 第二百二十三号の四様式中「第44条の6第1項」を「第42条の6第1項」に改める。

第二百二十三号の六様式及び第二百二十三号の七様式中「第44条の6第2項」を「第42条の6第2項」に改める。
 第二百二十三号の九様式中「第44条の6第4項」を「第42条の6第4項」に改める。
 第二百二十三号の十様式を次のように改める。

第123号の10様式(規格縦54ミリメートル、横86ミリメートル)

<<<<<<

群馬県始動票札

<<<<<<

番号

第百二十三号の十一様式中「第44条の8第2項」を「第42条の6の3第2項」

枚数	番号	金額
枚	自 号～至 号	円
枚	自 号～至 号	円
枚	自 号～至 号	円

を

金額
円
円
円

に始まる。

第百二十三号の十二様式中

始 動 票 札 代 金
収 納 計 器 取 扱 手 数 料
還 付 金 額
差 引 払 込 金 額

を

始 動 票 札 代 金 ①
還 付 金 額 ②
収 納 計 器 取 扱 手 数 料 ③
((①-②) × 手数料率)
差引払込金額 (①-②-③) ④

に

ただし、始動票札第 号から第 号に係る払込代金

を

に

改まる。

第百二十三号の十三様式を次のものに改まる。

に

証紙代金収納計器取扱期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記期間中に返納した始動票札の番号及び枚数	枚
収納計器番号	
始動票札の交付番号	
合計枚数	枚

を

証紙代金収納計器取扱期間	年 月 日から 年 月 日まで
--------------	-----------------

に

始動票札の交付番号	年 月 日
始動票札交付年月日	年 月 日

を

始動票札交付年月日	年 月 日
-----------	-------

に始まる。

第百二十三号の十八様式及び第百二十三号の十九様式を次のように改める。

第123号の18様式(規格A4)

証紙代金収納計器使用記録簿 (県税条例施行規則第42条の6の7第1項の規定による記録簿)									使 用 月	年 月 分
日 付	収納計器表示の 累計 (1)		当 日 表 示 分						取扱責 任者印	自動車税 事務所責 任者印
	件数	金 額	計器表示分(2)		過誤表示分(3)		正当表示分(2)-(3)			
			件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
計										

第123号の19様式（規格A4）

始 動 票 札 管 理 簿					収納計器 取扱者		
年 月 日	領 収 番 号	受 入 金 額	計 器 表 示 金 額 (当日使用分)	現 在 高	カ ー ド 記 号	取 扱 者 印	摘 要
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							
. . .							

- 備考 1 領収番号は、始動票札買受代金領収証書の番号を記入すること。
 2 カード記号は、始動票札カードA・Bのいずれかを記入すること。

別記様式第54号(規格A4)(第23条関係)

生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書
(生活保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の場合)

私は、 年 月分からの保護金品等(保護費(金銭給付されるものに限る。)及び就労自立給付金を
いう。以下同じ。)より、毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法
第77条の2第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てることを申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、徴収金を全て納付するまで
保護金品等から支払に充てるものとします。

福祉事務所長 あて

年 月 日

住所

氏名

印

21 附則
この規則は、公布の日から施行する。
この規則の施行の際現に作成されている改正前の別記様式第五十四号による用紙は、当分の間、適宜補正して使用することができる。

■ 告 示

◎群馬県告示第279号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第131条第1項の規定により、次のとおり証紙代金収納計器を指定し、平成30年11月1日から施行する。

なお、証紙代金収納計器の指定の告示（昭和47年群馬県告示第645号）は、平成30年10月31日限り廃止する。

平成30年10月12日

群馬県知事 大澤 正 明

証紙代金収納計器の名称	型 式	備 考
ネオポストジャパン(株) 証紙代金収納計器システム	SH-2010型	群馬県県税条例施行規則（昭和34年群馬県規則第79号）第42条の6の2第2項に規定する始動票札を使用するもの

◎群馬県告示第280号

証紙代金収納計器取扱者の指定の告示（昭和47年群馬県告示第646号）の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年10月12日

群馬県知事 大澤 正 明

前文中「第150条の3第1項」を「第132条第1項」に改める。

表中「および計器No.」を「及び計器番号」に、

ハスラー計器F88型 No. 101
ハスラー計器F88型 No. 102
ハスラー計器F88型 No. 103
ハスラー計器F88型 No. 104

を

ネオポストジャパン(株)証紙代金収納計器システム SH-2010型 No. 101、No. 105
ネオポストジャパン(株)証紙代金収納計器システム SH-2010型 No. 102、No. 106
ネオポストジャパン(株)証紙代金収納計器システム SH-2010型 No. 103、No. 107
ネオポストジャパン(株)証紙代金収納計器システム SH-2010型 No. 104、No. 108

に改める。

◎群馬県告示第281号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年10月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 甘楽郡下仁田町大字西野牧字駒形沢13976の6、宇大多良14053の5、14056の4、14109の4、14109の5
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

◎群馬県告示第282号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年10月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除予定保安林の所在場所 甘楽郡下仁田町大字南野牧字南物見10653の46
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

◎群馬県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月12日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋赤城線	前橋市北代田町字道東609番の7地先から同市上細井町字松下1929番の1地先まで	前	7.4～20.3	1228.5
			後	15.0～24.1	1228.5

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告

する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年10月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年10月3日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域安心ネットワーク
- 3 代表者の氏名 前田照芳
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市下小鳥町58番地10
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域社会のプロパンガス利用者に対して24時間集中監視システム等による自動119番火災前兆予知通報や単身者の生活確認通報と幼児・高齢者等の徘徊を検知できるシステムを普及させる事業を行うことにより、もって地域社会の安全に寄与することを目的とする。

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を前橋市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年10月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1713の3、1713の9	加藤武邦	共有林
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1713の6、1713の7	高橋衛	
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1745の2	井上しげ	共有林
同	井上三義	同
同	春山喜久	同
同	春山喜十郎	同
同	春山正義	同
同	春山茂	同
同	内藤くふ	同
同	早部勉	同
同	早部邦雄	同
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1746の7、1746の8	青木和浩	
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1778	木村隆司	

前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1786の10	野中茂幸	
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1790の2、1790の6から1790の10まで	小林薫	字竜ノ口1790の7から1790の10までは共有林
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1790の7から1790の10まで	小林仲子	共有林
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1790の12	樋口晋	共有林
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1791、1792の1、1792の2	青木志げと	
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1794の1	斉藤操	
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1794の2、1794の4	川隅通男	
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1794の3	酒井ハツエ	
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1794の6、1794の10	株式会社ウインド 矢島	
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1794の9	桜井仁	
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1794の12	中島一利	
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1795の1	飯塚勝宏	
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1795の2	福田圭子	共有林
同	瀬尾里恵子	同
同	伊東三恵子	同
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1853の4、1853の11	桃沢義男	共有林
前橋市富士見町赤城山字竜ノ口1853の6、1853の8	石川テツ	共有林
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1875の2、1875の19、1875の20	清藤カホル	
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1875の3	書上幸太郎	共有林
同	青木龍造	同
同	青木喜久次	同
同	書上庄佐久	同
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1875の5	永盛市郎	
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1875の6	新家トキ	
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1875の7	新家里子	
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1875の8、1875の13	新家ミツ	
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1875の9	渡辺とみ	

前橋市富士見町赤城山字江戸窪1875の10	井口あや子	
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1875の11	大坪一江	
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1875の12	山口源子	
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1875の15	西堀満造	
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1875の16	蓮見幸一	
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1875の18、1875の22	田口徳平	
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1875の21、1875の23	稲野辺良一	
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1876の1	増山光子	
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1876の3	遠藤俊一	
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1876の6	金井銀二郎	
前橋市富士見町赤城山字江戸窪1876の7	石川三郎	
前橋市富士見町赤城山字下小萩沢1917の1、1917の4	佐藤清之助	
前橋市富士見町赤城山字下小萩沢1917の2	鳴嶋明	共有林
同	鳴嶋和枝	同
前橋市富士見町赤城山字下小萩沢1917の9	町田英二	
前橋市富士見町赤城山字下小萩沢1919	磯部関造	共有林
同	吉田武作	同
同	瀬谷茂雄	同
前橋市富士見町赤城山字下小萩沢1921の1	青木順一	共有林
同	青木英美子	同
同	青木和子	同
前橋市富士見町赤城山字東大河原1983の1	瀬間克巳	
前橋市富士見町赤城山字東大河原1990	阿部治雄	
前橋市富士見町赤城山字東大河原1994の1、1995	今井佐幸	共有林
前橋市富士見町赤城山字東大河原1996の2、1996の5、1997	織田くら	
前橋市富士見町赤城山字東大河原1996の7	池内智子	
前橋市富士見町赤城山字東大河原2002の1、2003の3から2003の5、2003の12、2025の1	金沢一代	共有林
同	金沢源司	同
前橋市富士見町赤城山字東大河原2003の1、字箕輪前2104、	伊藤隆彦	

2105		
前橋市富士見町赤城山字東大河原2003の2	雁部三男	
前橋市富士見町赤城山字東大河原2003の6	茨木翠	
前橋市富士見町赤城山字東大河原2003の8	西山武	
前橋市富士見町赤城山字東大河原2003の9	新井ハル	
前橋市富士見町赤城山字東大河原2003の10	鶴飼功	
前橋市富士見町赤城山字東大河原2003の11	角田好雄	
前橋市富士見町赤城山字東大河原2003の13	本沢澄	
前橋市富士見町赤城山字東大河原2008、2009の1、2022の1	狩野マサ	共有林
前橋市富士見町赤城山字東大河原2010の1、2011	町田元一	
前橋市富士見町赤城山字東大河原2018の1、2018の2、字箕輪前2123	倉林三郎	
前橋市富士見町赤城山字東大河原2023の3	野池恵子	共有林
同	池田明	同
前橋市富士見町赤城山字東大河原2028の1、2028の5	小畑征子	共有林
前橋市富士見町赤城山字東大河原2028の3、2028の4	手塚隆一	
前橋市富士見町赤城山字箕輪前2102の2	島田富夫	
前橋市富士見町赤城山字箕輪前2106の2	川口秀雄	
前橋市富士見町赤城山字箕輪前2106の4	平野敏子	
前橋市富士見町赤城山字箕輪前2107の2	長田松枝	共有林
同	長田國夫	同
前橋市富士見町赤城山字箕輪前2125の1、2127の4	近藤力	
前橋市富士見町赤城山字箕輪前2127の2、2127の8、2127の10	近藤熊太郎	共有林
同	金子隆恒	同

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び前橋市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成30年2月23日群馬県告示第41号

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第4条第1項に規定する農村地域工業等導入基本計画を平成30年10月5日付けで変更したので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

平成30年10月12日

群馬県知事 大澤 正 明

「次のとおり」は省略し、その基本計画を群馬県農政部農業構造政策課、各農業事務所農業振興課及び県民センターにおいて縦覧に供する。

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年群馬県条例第50号）第6条の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年10月12日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 公の施設の名称及び所在地
 - (1) 名称 群馬コンベンションセンター
 - (2) 所在地 高崎市岩押町地内
- 2 指定管理者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
 - (1) 指定管理者の代表者
 - ア 名称 株式会社コンベンションリンクージ
 - イ 主たる事務所の所在地 東京都千代田区三番町2番地
 - ウ 代表者の氏名 代表取締役 平位博昭
 - (2) 指定管理者の構成者
 - ア 名称 株式会社群成舎
 - イ 主たる事務所の所在地 高崎市上並榎町129番地の1
 - ウ 代表者の氏名 代表取締役 芝崎勝治
 - (3) 指定管理者の構成者
 - ア 名称 群馬総合ガードシステム株式会社
 - イ 主たる事務所の所在地 前橋市大渡町二丁目1番地の5
 - ウ 代表者の氏名 代表取締役社長 山崎春男
 - (4) 指定管理者の構成者
 - ア 名称 鹿島建物総合管理株式会社
 - イ 主たる事務所の所在地 東京都新宿区市谷本村町2番1号
 - ウ 代表者の氏名 代表取締役社長 宅正雄

3 指定の期間 平成32年4月1日から平成37年3月31日まで

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

平成30年10月12日

群馬県知事 大澤 正 明

1 落札に係る物品等の名称、数量、落札者の名称、落札者の所在地及び落札金額

番号	物品等の名称	数量	落札者の名称	落札者の所在地	落札金額
①	凍結防止剤散布装置	10台	日の丸ディーゼル株式会社	群馬県前橋市高井町一丁目35番地32	21,403,764円
②	マルチスノープラウ(小型トラック(2t)又は中型トラック(4t)装着用、ブレード幅2,400mm以上2,500mm未満)	4台	日の丸ディーゼル株式会社	群馬県前橋市高井町一丁目35番地32	9,345,628円
③	除雪トラック(3t級、4×4、プラウ付、散布装置付)	1台	日の丸ディーゼル株式会社	群馬県前橋市高井町一丁目35番地32	16,175,700円

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県会計局会計課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

3 落札者を決定した日 平成30年10月3日

4 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

5 入札公告をした日 平成30年8月21日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111